論点⑥　短期集中リハビリテーション関連加算の見直し

論点⑥

■ 介護老人保健施設においては、短期集中リハビリテーション実施加算及び認知症短期集中リハビリテーション実施加算により、短期的集中的なリハビリテーションを評価している。

■ 短期集中リハビリテーション実施加算及び認知症短期集中リハビリテーション実施加算については、入所者の入院後の取扱い等の算定要件が異なっている。

■ 効果的なリハビリテーション及び認知症を有する入所者への適切なリハビリテーションの提供を推進する観点から、短期集中リハビリテーション関連加算の算定要件の在り方についてどのように考えるか。

対応案

■ 短期集中リハビリテーション実施加算及び認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、入院後の取扱い等の算定要件を揃えるなど、必要な見直しを行うこととしてはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.54 より抜粋

1.（7）⑥介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

令和6年度改定

概要

【介護老人保健施設】

○　認知症を有する入所者の居宅における生活環境に対応したサービス提供を推進する観点から、改定前の認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、当該入所者の居宅を訪問し生活環境を把握することを評価する新たな区分を設ける。
○　その際、改定前の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。
【告示改正】

単位数

＜改定前＞
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日

※１週に３日を限度として算定。算定期間は入所後３月以内。

▶

＜改定後＞
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）240単位/日（新設）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算**（Ⅱ）120**単位/日（変更）

算定要件等

＜認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）＞（新設）
○　次に掲げる基準に適合する介護老人保健施設において、１日につき所定単位数を加算する。
（１）リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
（２）リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。
（３）入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。

＜認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）＞（改定前と同じ）
○　認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）の（１）及び（２）に該当するものであること。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.51 より抜粋

2.（1）⑬介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

令和6年度改定

概要

【介護老人保健施設】

○　短期集中リハビリテーション実施加算について、効果的なリハビリテーションを推進する観点から、以下の取組を評価する新たな区分を設ける。

ア　原則として入所時及び月１回以上ADL等の評価を行った上で、必要に応じてリハビリテーション実施計画を見直していること。

イ　アにおいて評価したADL等のデータについて、LIFEを用いて提出し、必要に応じて提出した情報を活用していること。

○　また、改定前の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

【告示改正】

単位数

＜改定前＞

短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日

※算定期間は入所後３月以内

▶

＜改定後＞

短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258単位/日（新設）

短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） **200**単位/日（変更）

算定要件等

＜短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）＞（新設）

○　入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所の日から起算して３月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び１月に１回以上ＡＤＬ等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。

＜短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）＞（改定前と同じ）

○　入所者に対して、医師等が、その入所の日から起算して３月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.52 より抜粋

短期集中リハビリテーション関連加算の算定要件

○短期集中リハビリテーション実施加算（以下「短期集中リハ実施加算」という。）及び認知症短期集中リハビリテーション実施加算（以下「認短リハ実施加算」という。）は、原則として、過去３月間に介護老人保健施設へ入所したことがない者を対象として、入所日から起算して３月以内の期間に算定できることとされている。
○短期集中リハ実施加は、４週間未満の入院後に再入所した場合には、特定の疾患に限り、入院前の入所日から起算して３月以内の期間に算定できる一方、４週間以上の入院後に再入所した場合には、必要性が認められる場合に、再入所日から新たに３月以内の期間に算定できることとされている。
○認短リハ実施加算は、入院期間や疾病の種類にかかわらず、入院等により算定を中断した後に同一施設へ再入所した場合には、入院前の入所日から起算して３月以内の期間に算定できるほか、一定の状態にある場合には、再入所日から新たに３月以内の期間に算定できることとされている。

■　短期集中リハビリテーション関連加算の算定要件イメージ

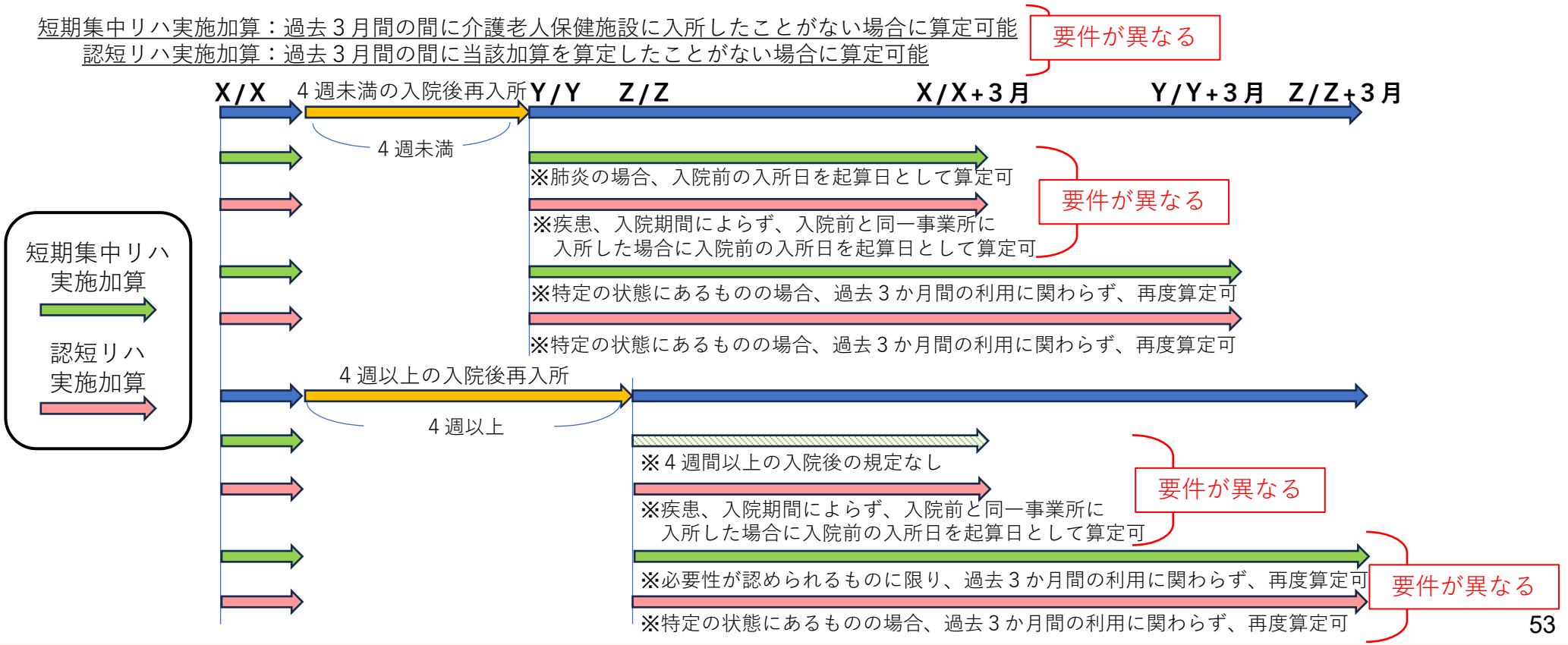

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.53 より抜粋